

## 目 次

### 第1部 現代の責任観念

- 1 責任観念のゆらぎ**  
——現代における暴力の発見と責任追及…………… 棚瀬孝雄 3
- I 暴力の否定(3)
  - II 個人への着目——身体化(8)
  - III 暴力の遍在性——社会化(16)
  - IV 国家機能の拡大——政策化(27)
  - V 社会の復権(34)
- 2 帰責すべきは誰か**  
——フーコーの存在論的権力概念……………小野紀明 41
- I 権力概念のパラダイム転換(41)
  - II ハイデガーの存在論的力概念(46)
  - III フーコーの権力概念(52)
  - IV 「放下」か, 「抵抗」か?(58)
- 3 国家の時代の終わり? ……………毛利 透 63**
- I 「知識人の悲劇」と「悪の陳腐さ」(63)
  - II シュミットにとっての「国家の終わり」(66)
  - III シュミットの罨(73)
  - IV 世界史は動かない——国家と公法学の責任について(80)
- 4 「国民感覚」と刑事責任……………高山佳奈子 85**
- I はじめに(85)
  - II 個別要件における「社会常識」と「社会常識」による全体的判断(88)
  - III 犯罪論の規範的構成(94)
  - IV 「国民」性の強調(105)
  - V おわりに(108)

## 5 過去の傷はいかにして癒されるか

——被害を物語る力の可能性…………… 松田素二 111

I 序：法——外の紛争解決の地平(111)

II 紛争解決の二つの方途(114)

III 語りの力(118)

IV 在韓被爆者にとっての癒しと正義の回復(125)

V 結：語り聴く共同体の構築へ(133)

## 6 専門家の責任

——法と法律家の役割…………… 樋口範雄 139

I はじめに——設例と5つのコメント(139)

II 設例に対する法的アプローチ(155)

III 法の役割・法律家の役割(164)

## 7 「化学物質過敏症」と民事過失論…………… 潮見佳男 169

I はじめに(169)

II 化学物質過敏症についてのわが国での議論の展開——概観(170)

III 裁判例で扱われた「化学物質過敏症」(175)

IV 「化学物質過敏症」と民事過失の法理(195)

V 結びに代えて——予防原則との関連づけ(208)

## 第2部 法と責任に関する意識調査

### 責任意識の構造…………… 棚瀬孝雄 215

I はじめに(215)

II 刑罰意識(217)

III 民事・行政責任(238)

【資料】 責任意識 設問と集計(265)